

不動産取引の機会を捉えた防災情報の 周知に関する協力協定

令和 2 年 3 月 1 6 日

愛 媛 県
公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県民が災害危険箇所等の防災情報を知るために、愛媛県（以下「甲」という。）が公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、県内の不動産取引において、住宅購入者等への洪水浸水想定区域図及び土砂災害（特別）警戒区域（未指定の公表箇所）の防災情報の提供の協力を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務)

第2条 乙は、会員に対し、会員の事務所に洪水浸水想定区域図及び土砂災害（特別）警戒区域（未指定の公表箇所）を配備し、物件説明の際に顧客に対して洪水浸水想定区域図及び土砂災害（特別）警戒区域（未指定の公表箇所）を提示し物件の位置を説明するよう協力を求めるものとする。

2 甲は、この業務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するとともに、この業務が円滑に実施されるよう、会員に対し、情報提供等を行う体制の整備に努めるものとする。

(意見交換)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時意見交換をするものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県土木部河川港湾局河川課とし、乙においては公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、令和2年3月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月16日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

甲 愛媛県

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市平和通六丁目5-1

乙 公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

会長 武井 建治